

長 期  
群 広 第 2 2 号  
令 和 6 年 2 月 1 日  
[情管]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

情報メール配信業務運用要領について（通達）

電子メールによる情報配信については、情報メール配信業務運用要領について（令和3年3月18日付け群広第83号通達。以下「旧通達」という。）により運用を図っているところであるが、運用要領を改正し、別添「情報メール配信業務運用要領」のとおりとしたので、引き続き適切かつ効果的な情報発信に努められたい。

なお、旧依命通達は廃止する。

情報メール配信業務運用要領

<p>1 目的</p>	<p>電子メールによる情報配信（以下「メール配信」という。）により、広報広聴活動をより効果的に推進するため、その運用について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>2 準拠</p>	<p>メール配信の運用については、群馬県警察インターネットシステムの運用要領の制定について（令和4年2月18日付け群情管第26号通達）及び群馬県警察ホームページの運用要領について（令和4年11月28日付け群広第297号通達）に定めるもののほか、この通達の定めるところによる。</p>
<p>3 運用体制</p>	<p>(1) 運用総括管理者          ア 警察本部（以下「本部」という。）に運用総括管理者を置き、警務部広報広聴課長をもって充てる。          イ 運用総括管理者は、メール配信の運用・管理について統括する。          ※ 運用主管課は、警務部広報広聴課とする。</p> <p>(2) 運用管理者          ア 本部及び警察署に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。          イ 運用管理者は、メール配信の運用に当たり、掲載情報の適否、配信方法等を管理し、メール配信の適切かつ円滑な運用に努める。</p> <p>(3) 運用責任者          ア 各所属に運用責任者を置き、本部については次席又は副隊長（校）長、警察署については副署長をもって充てる。          イ 運用責任者はメール配信に関し、運用管理者の指揮を受け、配信する情報の適否、配信方法等について関係所属との協議・調整等を行う。</p>
<p>4 メール配信の運用</p>	<p>(1) メール配信の区分          警務部広報広聴課長が別に定める。</p> <p>(2) 配信時間          原則として午前7時から午後8時までとする。</p>

	<p>(3) 配信時間の目安  事件、事故情報は認知後速やかに、また、続報については必要性を検討の上、速やかに行うものとする。</p> <p>(4) 配信要領</p> <p>ア 全県下に配信を行う場合  全県下にメール配信を行う場合は、本部主管課から配信するものとし、必要に応じて運用総括管理者と協議するものとする。  また、この場合において、メール配信を希望する警察署の運用管理者は、事前にその内容について所管する本部運用管理者と協議するものとする。</p> <p>イ 警察署単位で配信を行う場合  警察署単位でメール配信を行う場合は、必要に応じて、その内容を所管する本部運用管理者及び運用総括管理者と協議の上、配信するものとする。</p> <p>ウ 配信区分に掲げる以外の内容を配信を行う場合  配信区分に掲げる事案以外の内容は、原則としてメール配信は行わず、他の広報手段を活用すること。  メール配信によらなければ広報効果が期待できない内容については、運用管理者が運用総括管理者と事前協議して配信するものとする。</p> <p>(5) 使用端末  メール配信は、各所属において、ホームページ更新用端末又は警務部情報管理課が整備するインターネット端末により行うものとする。</p>
<p>5 運用上の留意事項</p>	<p>(1) 県民に対する効果的な情報提供に資するため、タイムリーなメール配信に努めること。</p> <p>(2) メール配信する場合は、報道発表する事案か否かを検討の上、報道発表する場合は、発表内容との整合性に配慮すること。</p> <p>(3) 誤った情報発信は、県民の不安感・不信感を招く要因になることを念頭に、十分な事前検討を行う等、的確な情報発信に努めること。</p> <p>(4) 個人情報及び提供情報の保護に万全を期し、その取扱いに誤りがないよう細心の注意を払うこと。</p> <p>(5) 著作権等、知的所有権の侵害や不適切な表現とならないよう配慮すること。</p>